

令和5年度 ごみ収集カレンダー（城之堀地区）

令和5年度 ごみ収集カレンダー（城之堀地区）

4月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 可燃	4 資Ⅱ	5	6 可燃	7 資Ⅰ	8 環境事務所
9	10 可燃	11 資Ⅱ	12	13 可燃	14 資Ⅰ	15
16	17 可燃	18 埋立、資Ⅱ	19	20 可燃	21 資Ⅰ	22
23 環境事務所	24 可燃	25 資Ⅱ	26	27 可燃	28 資Ⅰ	29
30						

5月

日	月	火	水	木	金	土
	1 可燃	2 資Ⅱ	3	4 可燃	5	6
7	8 可燃	9 資Ⅱ	10 有害	11 可燃	12 資Ⅰ	13 環境事務所
14	15 可燃	16 埋立、資Ⅱ	17 大型	18 可燃	19 資Ⅰ	20
21	22 可燃	23 資Ⅱ	24	25 可燃	26 資Ⅰ	27
28 環境事務所	29 可燃	30 資Ⅱ	31			

10月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 可燃	3 資Ⅱ	4	5 可燃	6 資Ⅰ	7
8	9 可燃	10 資Ⅱ	11	12 可燃	13 資Ⅰ	14 環境事務所
15	16 可燃	17 埋立、資Ⅱ	18	19 可燃	20 資Ⅰ	21
22 環境事務所	23 可燃	24 資Ⅱ	25	26 可燃	27 資Ⅰ	28
29	30 可燃	31 資Ⅱ				

11月

日	月	火	水	木	金	土
			1 有害	2 可燃	3	4
5	6 可燃	7 資Ⅱ	8 大型	9 可燃	10 資Ⅰ	11 環境事務所
12	13 可燃	14 資Ⅱ	15	16 可燃	17 資Ⅰ	18
19	20 可燃	21 埋立、資Ⅱ	22	23 可燃	24 資Ⅰ	25
26 環境事務所	27 可燃	28 資Ⅱ	29	30 可燃		

6月

日	月	火	水	木	金	土
				1 可燃	2 資Ⅰ	3
4	5 可燃	6 資Ⅱ	7	8 可燃	9 資Ⅰ	10 環境事務所
11	12 可燃	13 資Ⅱ	14	15 可燃	16 資Ⅰ	17
18	19 可燃	20 埋立、資Ⅱ	21	22 可燃	23 資Ⅰ	24
25 環境事務所	26 可燃	27 資Ⅱ	28	29 可燃	30 資Ⅰ	

7月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 可燃	4 資Ⅱ	5	6 可燃	7 資Ⅰ	8 環境事務所
9	10 可燃	11 資Ⅱ	12	13 可燃	14 資Ⅰ	15
16	17 可燃	18 埋立、資Ⅱ	19	20 可燃	21 資Ⅰ	22
23 環境事務所	24 可燃	25 資Ⅱ	26	27 可燃	28 資Ⅰ	29
30	31 可燃					

12月

日	月	火	水	木	金	土
					1 資Ⅰ	2
3	4 可燃	5 資Ⅱ	6	7 可燃	8 資Ⅰ	9 環境事務所
10	11 可燃	12 資Ⅱ	13	14 可燃	15 資Ⅰ	16
17	18 可燃	19 埋立、資Ⅱ	20	21 可燃	22 資Ⅰ	23
24 環境事務所	25 可燃	26 資Ⅱ	27	28 可燃	29 資Ⅰ	30
31						

令和6年1月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4 可燃	5 資Ⅰ	6
7	8 可燃	9 資Ⅱ	10	11 可燃	12 資Ⅰ	13 環境事務所
14	15 可燃	16 埋立、資Ⅱ	17	18 可燃	19 資Ⅰ	20
21	22 可燃	23 資Ⅱ	24	25 可燃	26 資Ⅰ	27
28 環境事務所	29 可燃	30 資Ⅱ	31			

8月

日	月	火	水	木	金	土
		1 資Ⅱ	2 有害	3 可燃	4 資Ⅰ	5
6	7 可燃	8 資Ⅱ	9 大型	10 可燃	11	12 環境事務所
13	14 可燃	15 埋立、資Ⅱ	16	17 可燃	18 資Ⅰ	19
20	21 可燃	22 資Ⅱ	23	24 可燃	25 資Ⅰ	26
27 環境事務所	28 可燃	29 資Ⅱ	30	31 可燃		

9月

日	月	火	水	木	金	土
					1 資Ⅰ	2
3	4 可燃	5 資Ⅱ	6	7 可燃	8 資Ⅰ	9 環境事務所
10	11 可燃	12 資Ⅱ	13	14 可燃	15 資Ⅰ	16
17	18 可燃	19 埋立、資Ⅱ	20	21 可燃	22 資Ⅰ	23
24 環境事務所	25 可燃	26 資Ⅱ	27	28 可燃	29 資Ⅰ	30

令和6年2月

日	月	火	水	木	金	土
				1 可燃	2 資Ⅰ	3
4	5 可燃	6 資Ⅱ	7 有害	8 可燃	9 資Ⅰ	10 環境事務所
11	12 可燃	13 資Ⅱ	14	15 可燃	16 資Ⅰ	17
18	19 可燃	20 埋立、資Ⅱ	21 大型	22 可燃	23	24
25 環境事務所	26 可燃	27 資Ⅱ	28	29 可燃		

令和6年3月

日	月	火	水	木	金	土
					1 資Ⅰ	2
3	4 可燃	5 資Ⅱ	6	7 可燃	8 資Ⅰ	9 環境事務所
10	11 可燃	12 資Ⅱ	13	14 可燃	15 資Ⅰ	16
17	18 可燃	19 埋立、資Ⅱ	20	21 可燃	22 資Ⅰ	23
24 環境事務所	25 可燃	26 資Ⅱ	27	28 可燃	29 資Ⅰ	30
31						



熊野町公衆衛生推進協議会

令和四年

環境と健康のポスター・標語コンクール 推薦作品



ちよひとそれ

まだつかえぬよ

リサイクル

他地区のごみステーションご利用の方へ

お住まいの地区に隣接する他地区のごみステーションをご利用されている方は、役場生活環境課までお越しください。その地区のカレンダーをお渡しします。
なお、インターネット環境のある方は、町のホームページから印刷することもできます。